

提出日：平成29年3月6日

担当部・課：産業部商工課〔内線3526〕

① 件名

石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

平成22年3月に策定した「石巻市中心市街地活性化基本計画」について、東日本大震災の影響により、本計画で定める中心市街地活性化の基本方針と目標を達成するための多くの事業が実施困難となり、また、中心市街地を取り巻く環境が大幅に変化したことから、本計画の見直しを行い、平成27年1月22日付けで新たに第2期計画を策定した（事業期間：平成32年3月まで）。

その後、本計画掲載事業の内容や進捗状況の変更等が生じたことにより、平成28年3月15日付けで変更認定を受けたところである。

【目的】

第2期計画の変更認定を受けてから1年が経過し、本計画に掲げている復興関連を中心とした事業について、新たな事業の追加や進捗状況の変更が生じたため、必要な変更を行うもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）

【震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け：有・無】

石巻市震災復興基本計画

第3章 施策の展開 2 川とともに生きる

（1） 中心市街地商店街の復旧・復興

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成29年1月16日 内閣府地方創生推進事務局と具体的な調整を開始

平成29年2月16日 石巻市中心市街地活性化協議会臨時総会の開催

⑤ 主な内容

<変更内容>

- (1) 事業計画の新規追加：7事業
- (2) 事業実施期間の延長による修正：8事業
- (3) 財源の確保による記載の修正：1事業
- (4) その他の理由による記載の修正：5事業
- (5) 関連する会議等の開催情報の更新
- (6) 上記に伴うその他必要な記載の修正

※ 計画の基本的な事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は無い。

## ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

### 【影響・効果】

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業について、市民に対する正確な情報発信が図られるとともに、一部の補助制度にあっては、変更認定を受けることで、事業に対する様々な支援措置の適用が可能となる。

※本計画に記載することで適用が可能になる支援措置の例

- ・社会資本整備総合交付金：国土交通省
- ・地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）：経済産業省
- ・中心市街地活性化ソフト事業：総務省

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

計画変更の頻度は自治体によって様々であるが、内閣府地方創生推進事務局によると、支援措置の適用を契機にして変更の認定を申請しているケースが多い。

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年3月下旬 内閣総理大臣による変更認定予定

## ⑨ その他